AM_{29} ＝ 0.0162
AM_{30} ＝ 0.01632
AM 令元＝ 0.01626
AM 令２ ＝ 0.01613
AM 令３ ＝ 0.01301
AM 令４ ＝ 0.01353
AM 令５ ＝ 0.00285
AM 令６ ＝ 0.00431

AN_n　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{30} ＝ 0.01632
AO 令元＝ 0.01626
AO 令２ ＝ 0.01613
AO 令３ ＝ 0.01301
AO 令４ ＝ 0.01353
AO 令５ ＝ 0.00285
AO 令６ ＝ 0.00431
AO 令７ ＝ 0.00696

AP_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{30} ＝ 0.01632
AQ 令元＝ 0.01626
AQ 令２ ＝ 0.01613
AQ 令３ ＝ 0.01301
AQ 令４ ＝ 0.01353
AQ 令５ ＝ 0.00285
AQ 令６ ＝ 0.00431
AQ 令７ ＝ 0.00696

AR_n　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AM_{29} ＝ 0.0162
AM_{30} ＝ 0.01634
AM 令元＝ 0.01628
AM 令２ ＝ 0.01288
AM 令３ ＝ 0.01304
AM 令４ ＝ 0.00207
AM 令５ ＝ 0.00285
AM 令６ ＝ 0.00431

AN_n　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AO_{30} ＝ 0.01634
AO 令元＝ 0.01628
AO 令２ ＝ 0.01288
AO 令３ ＝ 0.01304
AO 令４ ＝ 0.00207
AO 令５ ＝ 0.00285
AO 令６ ＝ 0.00431

AP_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

AQ_{30} ＝ 0.01634
AQ 令元＝ 0.01628
AQ 令２ ＝ 0.01288
AQ 令３ ＝ 0.01304
AQ 令４ ＝ 0.00207
AQ 令５ ＝ 0.00285
AQ 令６ ＝ 0.00431

AR_n　有明海・八代海等再生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額